

清涼飲料水検査

関係法令：食品衛生法

*厚生労働省告示第370号に規定する「清涼飲料水の成分規格及び製造基準」

*ミネラルウォーター類（殺菌又は除菌を行うもの）

一般規格

項目	基準値
混濁	混濁したものであってはならない
沈殿物又は固形の異物	沈殿物又は固形の異物のあるものであってはならない
スズ（金属製容器包装入りのもの）	150.0ppmを超えるものであってはならない
大腸菌群	陰性でなければならない

個別規格

項目	基準値	項目	基準値
アンチモン	0.005mg/L 以下	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L 以下
カドミウム	0.003mg/L 以下	臭素酸	0.01mg/L 以下
水銀	0.0005mg/L 以下	亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下
銅	1mg/L 以下	総トリハロメタン	0.1mg/L 以下
鉛	0.05mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
バリウム	1mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.004mg/L 以下
ヒ素	0.01mg/L 以下	トルエン	0.4mg/L 以下
マンガン	0.4mg/L 以下	フッ素	2mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L 以下
亜塩素酸	0.6mg/L 以下	ブロモホルム	0.09mg/L 以下
塩素酸	0.6mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
クロロホルム	0.06mg/L 以下	ホウ素	5mg/L 以下
残留塩素	3mg/L 以下	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下	有機物（全有機炭素）	3mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	味	異常でないこと
1,4-ジオキサン	0.04mg/L 以下	臭気	異常でないこと
ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L 以下	色度	5度 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	濁度	2度 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下		
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下		